(b)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績に限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が60m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記(ｱ)から(ｴ)までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(d)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い　上記７(1)(a)及び(b)の認定（上記７(1)(a)及び(b)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)及び(b)の認定又は上記７(1)(a)及び(b)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)及び(b)の近畿地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　異工種ＪＶの名称は、「紀北西道路岡野第一橋上下部工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表の取消

次のとおり資料提供招請に関する公表を取消します。

平成25年６月25日

国立大学法人山形大学医学部長　山下　英俊

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

1　掲載日　平成25年６月17日付（号外政府調達第111号）

2　取消内容　26ページ４段目記載の「第２号　医療情報データベースシステム　一式」は取消します。

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成25年６月25日

海上保安庁次長　桝野　龍二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

**○第４号**

1　調達内容

(1)　品目分類番号　27、71

(2)　借入保守物品及び数量

海上保安における船舶動静情報活用業務・システム（端末機等）の更新及び賃貸借・保守　8700式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成25年７月16日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8976 東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁総務部情報通信課システム整備室　長原　欣司　電話03―3591―6361　内線3142

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成25年６月25日から平成25年７月16日まで

(2)　交付場所　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係

4　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 27, 71

(2)　Nature and Quantity of the products to be purchased : Client personal computer lease and maintenance 8700 sets.

(3)　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 16, July, 2013.

(4)　Contact point for the notice : Kinji Nagahara, Info-communications Division, Japan Coast Guard, 2―1―3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8976 Japan. TEL 03―3591―6361 ex. 3142.

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成25年６月25日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

秋田労災病院長代理　千葉　光穂

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　05

**○第28号**

1　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　導入等物品及び数量　病院情報システム一式及び５年間の保守業務委託

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成25年７月16日17時（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒018―5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30　秋田労災病院会計課契約係　高橋　聡　電話0186―52―3131

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成25年６月25日から平成25年７月16日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 71, 27

(2)　Nature and quantity of the services to be required : Hospital information system 1 set and system maintenance commission for 5years.

(3)　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 16, July, 2013

(4)　Contact point for the notice : Satoshi Takahashi Procurement Section, Accounting Division, Aomori Rosai Hospital 30 Aza Shimotai Karuizawa Odate-shi Akita-ken 018―5604 Japan TEL 0186―52―3131